



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月24日
第701号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1
○ 告 示	
滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域 (循環社会推進課)	10
保安林の指定の解除 (森林保全課)	10
都市計画事業の変更の認可 (下水道課)	10
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課)	13
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	14
落札者決定の公告 (防災危機管理局)	18
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (東北部)	19
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (東北部)	19
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県水道用水供給規程の一部改正	19

規 則

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第12号

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年滋賀県規則第60号) の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第4号ウの表その他物件利用広告物の部高さの項中「4.5メートル」を「地上から4.5メートル」に改める。

別記様式第5号の4 (別紙) を次のように改める。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

番号	性質別の区分	形態別の区分	規模						備考
			地上高	縦	横	面数	面積		
							1表示	1文字 (最大)	
1			m	m	m	面	m ²	m ²	
2			m	m	m	面	m ²	m ²	
3			m	m	m	面	m ²	m ²	
4			m	m	m	面	m ²	m ²	
5			m	m	m	面	m ²	m ²	
6			m	m	m	面	m ²	m ²	
7			m	m	m	面	m ²	m ²	
8			m	m	m	面	m ²	m ²	
9			m	m	m	面	m ²	m ²	
10			m	m	m	面	m ²	m ²	
合計								m ²	

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物 (はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物 (広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物 (広告旗)
- (9) 簡易広告物 (立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物 (提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第1面)および(第2面)を次のように改める。

様式第8号(第13条関係)

(第1面)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

担当者名 ()

電 話 () -

代理人

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

電 話 () -

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、滋賀県屋外広告物条例第23条の2の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規更新	※登録番号	滋賀県屋外広告業登録 第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
ふりがな 氏名および 生年月日 (法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては主た る事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
主たる業務の内容			

(第2面)

1 滋賀県の区域内において営業を行う営業所の名称および所在地	営業所の名称 <small>ふりがな</small>	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、資格および所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名 <small>ふりがな</small>	資格名および 交付番号等	摘 要
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名および氏名	職 名		氏 名 <small>ふりがな</small>	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号または名称および住所	氏名および 生年月日 〔法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		

別記様式第10号および別記様式第11号を次のように改める。

様式第10号(第13条の2関係)

(第1面)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

担当者名 ()

電 話 () -

代理人

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

電 話 () -

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

滋賀県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	滋賀県屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
<small>ふりがな</small> 氏 名 お よ び 生 年 月 日 <small>(法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および生年月日)</small>	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 <small>(法人にあつては主た る事務所の所在地)</small>	郵便番号 (-) 電話番号 () -

(第2面)

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 名称または氏名 および住所 (法人にあつては名称 ならびに代表者の氏 名および主たる事務 所の所在地) 2 営業所の名称およ び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名 および住所 (法人にあつては名 称、代表者の氏名お よび主たる事務所の 所在地ならびに役員 の氏名) 5 業務主任者の氏名 および所属する営業 所の名称			
変更理由			

- 注1 「法人・個人の別」および「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
 - 3 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号(第13条の3関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者
住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
名称および代表者の氏名)
電 話 () -

代理人
住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
名称および代表者の氏名)
電 話 () -

滋賀県屋外広告物条例第23条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	滋賀県屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
ふ り が な 氏 名 (法人にあつては名称 および代表者の氏名)	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあつては主た る事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 解散(2または3に該当する場合を除く。) 5 廃止
届出の理由の生じた日	年 月 日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注1 「法人・個人の別」、「届出の理由」および「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものに○印を付すこと。

2 代理人により届出を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第134号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則(平成8年滋賀県規則第52号)第5条第1項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年滋賀県告示第114号(滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域)は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定する区域 区域図のとおり

(「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。)

滋賀県告示第135号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 解除に係る保安林の所在場所 草津市南笠町字風呂海道924-1(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および草津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第151号で認可した土山都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 施行者の名称 甲賀市
- 都市計画事業の種類および名称 土山都市計画下水道事業 甲賀市公共下水道
- 事業施行期間 平成10年3月31日から令和15年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第193号で認可した彦根長浜都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 米原市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業 米原市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年12月17日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第194号で認可した豊郷甲良都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 豊郷町
- 2 都市計画事業の種類および名称 豊郷甲良都市計画下水道事業 豊郷町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年10月22日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 平成2年滋賀県告示第446号、平成6年滋賀県告示第141号、平成7年滋賀県告示第516号、平成11年滋賀県告示第322号、平成12年滋賀県告示第596号、平成16年滋賀県告示第493号、平成22年滋賀県告示第238号、平成28年滋賀県告示第175号、令和3年滋賀県告示第194号の事業地に、犬上郡豊郷町大字大町字上大町、大字大町字野、大字三ツ池字二ツ池、大字三ツ池字野神、大字三ツ池字上り池を加える。

滋賀県告示第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第216号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 草津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 草津市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和49年滋賀県告示第98号、昭和53年滋賀県告示第517号、昭和56年滋賀県告示第50号、昭和56年滋賀県告示第527号、昭和57年滋賀県告示第416号、昭和58年滋賀県告示第359号、昭和59年滋賀県告示第309号、昭和61年滋賀県告示第324号、昭和62年滋賀県告示第353号、昭和63年滋賀県告示第608号、平成元年滋賀県告示第359号、平成3年滋賀県告示第211号、平成4年滋賀県告示第360号、平成5年滋賀県告示第155号、平成5年滋賀県告示第573号、平成6年滋賀県告示第130号、平成7年滋賀県告示第92号、平成9年滋賀県告示第160号、平成9年滋賀県告示第671号、平成10年滋賀県告示第458号、平成11年滋賀県告示第591号、平成13年滋賀県告示第166号、平成16年滋賀県告示第535号、平成17年滋賀県告示第416号、平成21年滋賀県告示第190号、平成23年滋賀県告示第161号、平成27年滋賀県告示第87号、令和元年滋賀県告示第293号および令和3年滋賀県告示第217号の事業地のうち、草津市芦浦町字トガ坪および字小木、岡本町字八反田および字澤口、山寺町字笠井、新堂町字塚之越、字鍋田および字北中小路、新浜町字上屋敷、青地町字古葉落、字堤戸、字上田、字山田、字野中および字神ノ奥、川原町字百済見、南笠町字田中川ならびに矢橋町字子守前、字中庄司、字馬場、字八六、字百井田および字北萱を変更し、同事業地内に南笠町字田中川地内を加える。

滋賀県告示第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第219号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同

法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 東近江市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 東近江市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和53年3月10日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第233号で認可した甲賀都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 甲賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称 甲賀都市計画下水道事業 甲賀市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年1月23日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 昭和60年滋賀県告示第29号、昭和61年滋賀県告示第564号、平成3年滋賀県告示第430号、平成7年滋賀県告示第412号、平成9年滋賀県告示第428号、平成11年滋賀県告示第464号、平成13年滋賀県告示第269号、平成16年滋賀県告示第537号、昭和63年滋賀県告示第575号、平成4年滋賀県告示第62号、平成6年滋賀県告示第496号、平成10年滋賀県告示第168号、平成13年滋賀県告示第168号、昭和63年滋賀県告示第574号、平成4年滋賀県告示第566号、平成7年滋賀県告示第282号、平成9年滋賀県告示第386号、平成12年滋賀県告示第496号、平成15年滋賀県告示第54号、平成17年滋賀県告示第147号、平成23年滋賀県告示第163号、平成26年滋賀県告示第470号、平成28年滋賀県告示第173号および令和3年滋賀県告示第233号の事業地に、甲賀市水口町水口字小久保、字兼が尻、字堂田、字小曾部、甲南町竜法師字長立、甲賀町鳥居野字瀬々流、甲賀町大原中字寺田および字大平ならびに字西迫を加え、同事業地のうち、甲賀市水口町北脇字藤木、字中切、水口町名坂字西名坂、字太田、字下代、字西縄手、水口町水口字梅ノ木、字檜の実および甲南町竜法師字澤ノ尻ならびに字瀬古において事業地を変更する。

滋賀県告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第235号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 日野町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 日野町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年12月23日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第143号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第236号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 竜王町
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 竜王町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年1月12日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第144号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第239号で認可した豊郷甲良都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 甲良町
- 2 都市計画事業の種類および名称 豊郷甲良都市計画下水道事業 甲良町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年3月1日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第241号で認可した高島都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 高島市
- 2 都市計画事業の種類および名称 高島都市計画下水道事業 高島市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年2月14日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - (2) 使用の部分 平成元年滋賀県告示第48号、平成2年滋賀県告示第509号、平成3年滋賀県告示第606号、平成3年滋賀県告示第607号、平成5年滋賀県告示第112号、平成6年滋賀県告示第304号、平成6年滋賀県告示第421号、平成6年滋賀県告示第534号、平成7年滋賀県告示第568号、平成8年滋賀県告示第5号、平成8年滋賀県告示第18号、平成9年滋賀県告示第107号、平成9年滋賀県告示第108号、平成9年滋賀県告示第162号、平成10年滋賀県告示第439号、平成10年滋賀県告示第584号、平成11年滋賀県告示第76号、平成11年滋賀県告示第151号、平成11年滋賀県告示第152号、平成12年滋賀県告示第549号、平成12年滋賀県告示第620号、平成13年滋賀県告示第241号、平成15年滋賀県告示第63号、平成15年滋賀県告示第145号、平成15年滋賀県告示第147号、平成17年滋賀県告示第949号、平成18年滋賀県告示第896号、平成23年滋賀県告示第58号、平成27年滋賀県告示第71号、平成28年滋賀県告示第176号および令和3年滋賀県告示第241号の事業地のうち、高島市勝野字大平良の一部において事業地を変更する。

公 告**自然環境保全協定締結の公告**

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和8年3月12日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 栗東市長 竹村健
- 2 事業目的 栗東健康運動公園の造成
- 3 事業区域 栗東市小野字北尾40番1、字経堂ケ谷45番および51番、字奥谷52番、83番1、84番、85番、86番、87番、88番1、169番、170番および171番、字南尾53番、字向手原60番2、62番5、79番および81番、字田尻80番、字雀谷96番1、字谷田156番3、157番1、158番1、159番1、161番1、162番1、163番、164番、165番、166番、167番、168番、172番、173番、174番1、179番3および180番3ならびに字古池185番5
- 4 事業面積 98,408㎡

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ水口1 甲賀市水口町本綾野566番地1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 有限会社大野養真堂 代表取締役 大野健 甲賀市水口町水口3205番地 ほか33者
 - (2) 変更後 株式会社平和堂 代表取締役 平松正嗣 彦根市西今町1番地 ほか26者
- 3 変更年月日 令和2年8月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者等の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年2月25日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート五個荘店 東近江市五個荘石塚町24番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社 J i d o r i y a 代表取締役 前川稔幸 草津市大路一丁目315-36 ほか3者
 - (2) 変更後 株式会社マール薬品 代表取締役 松山朋生 愛知県安城市和泉町大北61番地 ほか3者
- 3 変更年月日 令和6年3月20日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店のため
- 5 届出年月日 令和8年2月25日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ水口2 甲賀市水口町本綾野503番地13

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤達也 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 ほか2者

(2) 変更後 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小田学 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 ほか2者

3 変更年月日 令和6年6月1日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者および住所の変更のため

5 届出年月日 令和8年2月25日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂信楽店 甲賀市信楽町大字長野字平谷623番地3

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社平和堂 代表取締役 平松正嗣 彦根市西今町1番地 ほか5者

(2) 変更後 株式会社平和堂 代表取締役 平松正嗣 彦根市西今町1番地 ほか2者

3 変更年月日 令和6年2月20日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年2月25日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート安土店 近江八幡市安土町下豊浦2780番地の1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 山野博幸 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 ほか2者
 - (2) 変更後 株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 林田邦博 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 ほか2者
- 3 変更年月日 令和6年9月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年2月25日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ近江八幡 近江八幡市桜宮町202番地1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫 東京都豊島区池袋四丁目26番3号 ほか11者
 - (2) 変更後 株式会社良品計画 代表取締役 清水智 東京都文京区後楽二丁目5番1号 ほか11者
- 3 変更年月日 令和6年11月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者および住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年2月25日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 いしべショッピングセンター 湖南市石部町石部中央六丁目1番31号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社ダイレクト・ショップ 代表取締役 西村公一 彦根市西今町1番地 ほか5者
 - (2) 変更後 株式会社ダイレクト・ショップ 代表取締役 松澤恒雄 彦根市西今町1番地 ほか6者
- 3 変更年月日 令和7年6月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入店および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年2月25日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地1
 - (2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コストコホールセール東近江倉庫店 東近江市中小路町字ヤケヤ158番1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地)
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地)
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地)
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地)
- 3 変更年月日 令和7年11月30日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年3月4日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウンAST 犬上郡豊郷町沢250-1

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善アスト店 犬上郡豊郷町沢250-1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦克典 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 ほか5
者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウンAST 犬上郡豊郷町沢250-1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 ほか4者

3 変更年月日 アについては令和8年2月13日、イについては令和7年5月31日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の退店および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年2月25日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地

(2) 縦覧期間 令和8年3月24日から令和8年7月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年7月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県防災情報プラットフォーム構築および運用保守業務委託 一式

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室防災危機管理局 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3448

3 落札者を決定した日 令和8年2月17日(火)

4 落札者の氏名および住所 日本無線株式会社関西支社 支社長 高柳亘孝 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号

- 5 落札金額 549,967,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年12月16日(火)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月24日

滋賀県東北部県税事務所長 東 利津子

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
50 リットル券	農業	60875847	1	令和7.4.8 ～ 令和8.3.31	長浜市高月町高月1340-1 全農エネルギー株式会社高月店	令和8.3.5

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年3月24日

滋賀県東北部県税事務所長 東 利津子

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9449792号	令和9.3.31	長浜市今川町709 前嶋信子	令和8.3.4

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第1号

滋賀県水道用水供給規程(昭和53年滋賀県企業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

第6条中「100分の70」を「100分の65」に改める。

付 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

